

知多都市計画地区計画の決定（東浦町決定）

都市計画東浦取手地区計画を次のように決定する。

名	称	東浦取手地区計画	
位	置	知多郡東浦町大字森岡字取手の一部	
面	積	約0.5ha	
地区計画の目標		<p>本地区は、JR武豊線尾張森岡駅の北西約0.3kmに位置し、JR武豊線と主要地方道名古屋碧南線に挟まれた地区である。</p> <p>現在、本地区では、土地区画整理事業の施行により、必要な道路・公園等の公共施設及び宅地整備が進められている。</p> <p>そこで、本計画では土地区画整理事業による事業効果の維持増進を図り、事業後に予想される敷地の細分化等による居住環境の悪化を未然に防止し、良好な市街地の形成・保全することを目標とする。</p>	
区 域 の 整 備 開 発	及 び 保 全 の 方 針	土地利用の方針	周辺環境に配慮し、調和のとれた良好な市街地の形成を図る。
		建築物等の整備の方針	建築物の敷地面積の最低限度及び垣又はさくの構造の制限により、市街地として良好な環境の維持・増進を図る。
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 する 事 項	建築物の敷地面積の最低限度	160㎡
		垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面する垣又はさくは、生垣若しくは透視性のあるフェンス・鉄さく等とし、ブロック塀その他これに類するものは設置してはならない。</p> <p>ただし、フェンス等の基礎で、ブロックその他これに類するものの高さが、敷地地盤高より0.6メートル以下のもの又は門柱にあってはこの限りでない。</p>
備		考	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

土地区画整理事業の整備にあわせ、事業効果の維持増進を図り、敷地の細分化等による居住環境の悪化を未然に防止し、良好な市街地の形成・保全を図るために、地区計画を定めるものである。